



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

個人独資企業法

[中華人民共和國個人獨資企業法]

(中華人民共和國主席令 第 20 号)

(全國人民代表大會常務委員會 1999 年 8 月 30 日制定、同日公布、2000 年 1 月 1 日施行)

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

個人独資企業の行為を規範化させ、個人独資企業の投資者及び債権者の合法的權益を保護し、社会經濟秩序を守り、社会主義市場經濟の發展を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第 2 条 (定義)

本法において個人独資企業とは、本法に従って中国国内で設立され、1 名の自然人が投資を行い、財産が投資者の個人所有に属し、投資者がその個人財産をもって企業の債務について無限責任を負う経営実体をいう。

第 3 条 (住所)

個人独資企業は、その主たる事務処理機構の所在地を住所とする。

第 4 条 (経営活動の原則及び納税義務)

個人独資企業は、経営活動を営むにあたり、法律、行政法規を遵守し、信義誠実の原則を遵守しなければならない。社会公共利益を侵害してはならない。

個人独資企業は、法に従い納税義務を履行しなければならない。

第 5 条 (国の責務)

国は、法に従い個人独資企業の財産及びその他の合法的權益を保護する。

第 6 条 (従業員)

個人独資企業は、法に従い従業員を募集・採用しなければならない。従業員の合法的權益は、法律による保護を受ける。

個人独資企業の従業員は、法に従い労働組合を設立し、労働組合は、法に従い活動を展開する。

第 7 条 (中国共産党党员)

個人独資企業内の中国共産党党员は、中国共産党規約に従って活動を行う。

第 2 章 個人独資企業の設立

第 8 条 (設立条件)

個人独資企業の設立は、下記の条件を満たさなければならない。

- (1) 投資者が 1 名の自然人であること
- (2) 合法的な企業名称を有すること
- (3) 投資者の申告した出資が行われたこと
- (4) 固定の生産経営場所及び必要な生産経営条件を有すること



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

(5) 必要な従業員を有すること

第9条（設立申請手続）

個人独資企業の設立を申請する場合、投資者又はその委託した代理人が個人独資企業の所在地の登記機関に設立申請書、投資者の身分証明書、生産経営場所の使用証明書等の文書を提出しなければならない。代理人が設立登記を申請する場合、投資者の委託書及び代理人の合法性証明書を提示しなければならない。

個人独資企業は、法律、行政法規で経営が禁止されている義務を営んではならない。法律、行政法規で関連部門に報告して審査認可を受けることが義務付けられている義務を営む場合、設立登記申請の時に関連部門の認可文書を提出しなければならない。

第10条（設立申請書の記載事項）

個人独資企業の設立申請書には、下記の事項を明記しなければならない。

- (1) 企業の名称と住所
- (2) 投資者の氏名と居所
- (3) 投資者の出資額と出資方式
- (4) 経営範囲

第11条（名称）

個人独資企業の名称は、その責任形態及び営む経営内容に合致しなければならない。

第12条（登記及び営業許可証の交付）

登記機関は、設立申請文書を受領した日より15日以内に、本法に規定する条件に合致するものについては、登記を行い、営業許可証を交付しなければならない。本法に規定する条件に合致しないものについては、登記を行わず、かつ書面により回答を行い、理由を説明しなければならない。

第13条（成立日等）

個人独資企業の営業許可証の発行日を、個人独資企業の成立日とする。

個人独資企業の営業許可証の受領前において、投資者は、個人独資企業の名義で経営活動を営んではならない。

第14条（支店等設立のための登記申請及び営業許可証の受領）

個人独資企業が支店等（原文は「分支機構」）を設立する場合、投資者又はその委託した代理人が支店等の所在地の登記機関に登記を申請して、営業許可証の交付を受けなければならない。

支店等が審査確認（原文は「核准」）を経て登記された後、登記状況を当該支店等の属する個人独資企業の登記機関に届け出なければならない。

支店等の民事責任は、当該支店等を設立した個人独資企業が負う。

第15条（変更登記）

個人独資企業の存続期間に登記事項に変更が生じた場合、変更の決定を行った日より15日以



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

内に、法に従って登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第3章 個人独資企業の投資者と事務管理

第16条 (設立を申請できない投資者)

法律、行政法規で営利活動に従事することが禁止されている者は、投資者として個人独資企業の設立を申請してはならない。

第17条 (個人独資企業の財産に対する投資者の所有権)

個人独資企業の投資者は、当該企業の財産について法により所有権を有し、その関連権利は、法に従い譲渡又は相続することができる。

第18条 (企業の債務に対する無限責任)

個人独資企業の投資者は、企業設立登記を申請する時に、その家族共有財産を個人の出資とすることを明確にした場合、法に従い家族共有財産をもって企業の債務について無限責任を負わなければならない。

第19条 (事務管理の委託)

個人独資企業の投資者は、企業事務を自主管理することができるほか、その他の行為能力を有する者に委託し又はその者を招聘して企業の事務管理を担当させることもできる。

投資者は、他人に委託し又は他人を招聘して個人独資企業の事務を管理させる場合、その受託者又は招聘を引き受けた者と書面による契約を締結し、委託の具体的内容及び授權範囲を明確にしなければならない。

受託者又は招聘を引き受けた者は、信義誠実及び勤勉の義務を履行し、投資者と締結した契約に従って個人独資企業の事務管理を行わなければならない。

投資者による受託者又は招聘を引き受けた者の職権に対する制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第20条 (事務管理受託者の禁止行為)

投資者が委託又は招聘した個人独資企業の事務を管理する人員に下記の行為があってはならない。

- (1) 職務上の便宜を利用して、賄賂を要求又は收受する行為
- (2) 職務又は業務上の便宜を利用して、企業の財産を横領する行為
- (3) 企業の資金を流用して、個人的に使用し又は他人に貸与する行為
- (4) 個人名義又は他人名義で口座を開設して、企業の資金を無断で預金する行為
- (5) 企業の財産を無断で担保に供する行為
- (6) 投資者の同意を得ずに、当該企業と競合する業務を営む行為
- (7) 投資者の同意を得ずに、当該企業と契約を締結し又は取引をする行為
- (8) 投資者の同意を得ずに、企業の商標又はその他の知的財産権を無断で他人に譲渡して使用させる行為
- (9) 当該企業の商業秘密を漏洩する行為
- (10) 法律及び行政法規で禁止されるその他の行為



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

第 21 条 (会計帳簿)

個人独資企業は、法に従い会計帳簿を備え付け、会計計算を行わなければならない。

第 22 条 (労働契約)

個人独資企業は、従業員を募集・採用する場合、法に従い従業員と労働契約を締結し、従業員に期日どおりに全額の賃金を支給しなければならない。

第 23 条 (社会保険への加入)

個人独資企業は、国の規定に従い社会保険に加入し、従業員のため社会保険料を納付しなければならない。

第 24 条 (借入等の権利)

個人独資企業は、法に従い借入を申請し、土地使用権利を取得し、かつ法律、行政法規に規定するその他の権利を享有することができる。

第 25 条 (個人独資企業に対する財力等提供の強制の禁止)

いかなる単位及び個人も、法律、行政法規の規定に違反し、何らかの方式で個人独資企業に財力、物資、労務の提供を強制してはならない。財力、物資、労務の提供を違法に強制する行為に対して、個人独資企業は、これを拒絶する権利を有する。

第4章 個人独資企業の解散と清算

第 26 条 (解散事由)

個人独資企業は、下記の状況のいずれかに該当する場合、解散しなければならない。

- (1) 投資者が解散を決定した場合
- (2) 投資者が死亡し又は死亡を宣告され、相続人がいない又は相続人が相続放棄を決定した場合
- (3) 法により営業許可証が没収された場合
- (4) 法律、行政法規に規定するその他の場合

第 27 条 (清算)

個人独資企業を解散する場合、投資者が自ら清算を行うか、又は債権者の申請により人民法院が清算人を指定して清算を行わせる。

投資者は、自ら清算を行う場合、清算開始の 15 日前までに書面で債権者に通知しなければならない。債権者は、通知を受領した日から 30 日以内に、通知を受領していない場合は公告の日から 60 日以内に、投資者にその債権を届け出なければならない。

第 28 条 (解散後の債務弁済責任)

個人独資企業が解散した後、もとの投資者は、個人独資企業の存続期間の債務について引き続き弁済責任を負わなければならない。但し、債権者が 5 年以内に債務者に弁済請求を提出しない場合、当該責任は消滅する。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

第 29 条 (弁済の順位)

個人独資企業が解散する場合、財産は、下記の順序に従って弁済しなければならない。

- (1) 未払いの従業員賃金及び社会保険料
- (2) 未納付の税金
- (3) その他の債務

第 30 条 (清算期間における経営活動等)

清算期間において、個人独資企業は、清算目的と無関係の経営活動を行ってはならない。前条の規定に従い債務を弁済する前において、投資者は、財産を移転、隠匿してはならない。

第 31 条 (個人財産による弁済)

個人独資企業の財産が債務の弁済に不足する場合、投資者は、その他の個人財産をもって弁済しなければならない。

第 32 条 (清算報告の作成及び抹消登記)

個人独資企業の清算が完了した後、投資者又は人民法院の指定した清算人は、清算報告を作成し、かつ 15 日以内に登記機関において抹消登記を行わなければならない。

第五章 法律責任

第 33 条 (企業登記の違法取得)

本法の規定に違反し、虚偽の文章を提出し又はその他の詐欺的手段を用いて、企業の登記を受けた場合、是正を命じ、5,000 元以下の過料に処する。情状が重大な場合は、併せて営業許可証の没収に処する。

第 34 条 (登記名称との不一致)

本法の規定の違反し、個人独資企業の使用する名称とその登記機関で登記した名称が合致しない場合、期限を付して是正を命じ、2,000 元以下の過料に処する。

第 35 条 (企業許可証の改竄、偽造等)

企業許可証を書き改め、架し出し、譲渡した場合、是正を命じ、違法所得を没収し、3,000 元以下の過料に処する。情状が重大な場合、営業許可証を没収する。

営業許可証を偽造した場合、営業停止を命じ、違法所得を没収し、5,000 元以下の過料に処する。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第 36 条 (企業成立後の未開業又は開業後の営業停止)

個人独資企業の成立後、正当な理由なくして 6 か月を過ぎても開業しなかった場合、又は開業後に自主的に営業を停止して連続 6 か月以上になった場合、営業許可証を没収する。

第 37 条 (営業許可証未取得時における経営活動)



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

本法の規定に違反し、営業許可証を受領せずに、個人独資企業の名義で経営活動を行った場合、経営活動の停止を命じ、3,000元以下の過料に処する。

個人独資企業の登記事項に変更が発生した場合に、本法の規定に従い関連変更登記を行わなかった場合、期限を付して変更登記を行うよう命じ、期限を超過しても手続を行わなかった場合は、2,000元以下の過料に処する。

第 38 条（事務管理受託者の契約違反）

投資者の委託又は招聘した者が、個人独資企業の事務を管理する時に両者の締結した契約に違反し、投資者に損害を与えた場合、民事賠償責任を負う。

第 39 条（従業員の合法的権益の侵害等）

個人独資企業が本法の規定に違反し、従業員の合法的権益を侵害し、従業員の労働安全を保障せず、社会保険料を納付しなかった場合、関連法律、行政法規に従って処罰し、かつ関連責任者の責任を追及する。

第 40 条（事務管理受託者の本法違反）

投資者の委託又は招聘した者が本法第 20 条の規定に違反し、個人独資企業の財産権益を侵害した場合、横領した財産の返還を命じる。企業に損害を与えた場合、法に従い賠償責任を負うものとする。違法所得があった場合は、違法所得を没収する。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第 41 条（個人独資企業に財力等の提供を強制する行為）

法律、行政法規の規定に違反し、個人独資企業に財力、物資、労務の提供を強制した場合、関連法律、行政法規に従って処罰し、かつ関連責任者の責任を追及する。

第 42 条（清算前又は清算期間中の債務隠匿行為）

個人独資企業とその投資者が、清算前又は清算期間中に財産を隠匿又は移転して、債務を逃れようとした場合、法によりその財産を取り戻し、かつ関連規定に従って処罰する。犯罪を構成したときは、法により刑事責任を追及する。

第 43 条（民事賠償責任の優先）

投資者が本法の規定に違反して、民事賠償責任を負い又は過料、罰金を納付しなければならないにもかかわらず、その財産が支払に不足する場合、又は財産没収に処せられた場合、先に民事賠償責任を負うものとする。

第 44 条（登記機関の違法登記等）

登記機関が本法に規定する条件を満たさない個人独資企業の登記を行った場合、又は本法に規定する条件を満たす企業の登記を行わなかった場合、直接責任者に対し、法により行政処分を行う。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT Commerce Consultants (Shanghai) Co., Ltd.

第 45 条（登記機関上級部門の違法強制行為等）

登記機関の上級部門の関連主管者が登記機関に本法に規定する条件を満たさない企業の登記を強制し、又は本法に規定する条件を満たす企業の登記を行わないよう強制した場合、もしくは登記機関の違法登記行為を庇った場合、直接責任者に対し、法により行政処分を行う。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第 46 条（不服申立）

登記機関が法定条件を満たす申請について登記を行わなかった場合、又は法定期限を過ぎても回答しなかった場合、当事者は、法に従い行政不服審査を申し立てるか、又は行政訴訟を提起することができる。

第6章 附則

第 47 条（適用除外）

外資独資企業には、本法を適用しない。

第 48 条（施行日）

本法は、2000 年 1 月 1 日より施行する。